

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
<p>第8 避難誘導体制の確立</p> <p>広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。</p> <p><u>また、洪水等の想定浸水域内に想定浸水深及び海拔等を表示する標識の設置、避難場所（候補施設）における案内標識の設置、避難場所・避難路の整備や避難場所の機能を高めるための防災施設の設置等について検討を進める。</u></p> <hr/> <p>なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 住民の適切な避難行動につなげることを目的とし、避難場所に災害種別に応じた適応表示をするため、住民にとって、より分かりやすい表示とするための表示方法の検討を進める旨を記載する。</p>
<p>第8 避難誘導体制の確立</p> <p>広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。</p> <p><u>また、災害種別ごとに避難すべき場所が異なることについて住民の理解を深め、災害時の迅速・的確な避難行動の確保を図ることを目的とし、指定緊急避難場所に災害種別ごとの適合表示をすとも、高潮の浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所については、災害種別ごとの適合表示にあわせ、海拔表示を行う。</u></p> <p>なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。</p>

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第3節 津波災害の予防対策	頁 248
第3 津波からの避難 (略) 1～2 (略) 3 避難誘導体制の確立 広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。 <u>また、津波等の想定浸水域内に想定浸水深及び海拔等を表示する標識の設置、避難場所（候補施設）における案内標識の設置、避難場所・避難路の整備や避難場所の機能を高めるための防災施設の設置等について検討を進める。</u> <hr/> なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 道路施設については広島県道路標識対策部会の設置方針に海拔表示を行う旨と、津波災害の危険性がある区域に立地する指定緊急避難場所については、災害種別ごとの適合表示にあわせ、海拔表示を行う旨を規定。
第3 津波からの避難 (略) 1～2 (略) 3 避難誘導体制の確立 広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。 <u>また、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるようにすることを目的とし、道路施設等へ広島県道路標識対策部会の設置方針に沿って海拔表示を行うこととし、津波の浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所（高潮の浸水想定区域内に立地するものを除く。）に災害種別ごとの適合表示に併せ、海拔表示を行う。</u> なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第13節 避難体制の整備	頁 71・72
<p>第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。</p> <p>なお、食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備については、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえて見直しを行うものとし、それまでの間は「平成19年度広島市地震被害想定調査」等を踏まえた備蓄数量等によるものとする。</p> <p>また、備蓄の基本的な考え方については、県が平成9年11月に策定した「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に準じるものとする。</p> <p>1 備蓄体制の整備《消防局防災課》</p> <p>(1) 備蓄対象者数 備蓄対象者数は、平成19年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている五日市断層による地震の想定避難所滞在者数、約11万人を対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県と本市の役割分担 2日分の備蓄に係る県と本市の役割分担は、次のとおりとする。 本市：発災直後の1日分。このうち食料については、発災直後の2食分 県：本市対応後の1日分。このうち食料については、本市対応後の2食分 なお、市民自らの責務として、3日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では1週間分以上とされている。）の食料・飲料水について備蓄しておくよう啓発に努める。</p> <p>(4) 備蓄物資と備蓄数量 ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、避難場所の運営に当たり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。 具体的には、次の表の品目及び数量を備蓄する。</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 次の2点から必要な修正を行う。 ① 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえた、備蓄対象者数及び食料・生活必需品の備蓄数量の見直しを行う必要があること。 ② 災害対策基本法の一部改正（平成26年4月1日施行）を受け、食物アレルギーを持つ被災者用の食料の整備など、食料品目の一部を変更したこと。</p>	
<p>第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。</p> <hr/> <p>なお、備蓄の基本的な考え方については、県が平成9年11月に策定した「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に準じるものとする。</p> <p>1 備蓄体制の整備《危機管理室災害対策課》</p> <p>(1) 備蓄対象者数 備蓄対象者数は、平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約12万1千人を対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県と本市の役割分担 2日分の備蓄に係る県と本市の役割分担は、次のとおりとする。 本市：発災直後の1日分。このうち食料については、発災直後の2食分 県：本市対応後の1日分。このうち食料については、本市対応後の2食分 なお、市民自らの責務として、3日分程度、可能であれば1週間分以上の食料・飲料水・生活必需品について備蓄しておくよう啓発に努める。</p> <p>(4) 備蓄物資と備蓄数量 ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、避難所の運営に当たり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。 具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。</p>	

修正前

種別	品目	数量	備考
食料	乾パン	158,777食	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分を基本
	アルファ化米	58,273食	
	粉ミルク・哺乳瓶	150缶	市立保育園で循環備蓄
防災資機材	折りたたみリヤカー	212台	生活避難場所に1台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212個	生活避難場所に1台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212セット	生活避難場所に1セットずつ
	目隠しテント	424張	生活避難場所に2張ずつ
	簡易トイレ用手すり	424セット	生活避難場所に2セットずつ
生活必需品	保温シート	22,000セット	市立小学校に100セットずつ
	毛布	59,487枚	
	生理用品	24,951個	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分を基本
	紙おむつ	17,357枚	
	簡易トイレ	1,096セット	
	トイレットペーパー	4,383ロール	
	自主防災組織用救助資機材	160セット	生活避難場所に1セットずつ

イ 備蓄物資については、数量や保管状況等の点検に努めるとともに、保存期限等を踏まえて、適切に管理するものとする。

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

修正後

種別	品目	数量	備考
食料	乾パン	(目標)154,752食	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分を基本
	クラッカー	(目標)61,320食	
	アレルギー対応アルファ化米	(目標)24,050食	
	粉ミルク・哺乳瓶	154缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	アレルギー対応粉ミルク	2缶(大缶) 8缶(小缶)	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
防災資機材	折りたたみリヤカー	212台	生活避難場所に1台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212個	生活避難場所に1台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212セット	生活避難場所に1セットずつ
	目隠しテント	424張	生活避難場所に2張ずつ
	簡易トイレ用手すり	424セット	生活避難場所に2セットずつ
生活必需品	保温シート	22,000枚	市立小学校に100セットずつ
	非常用アルミシート	(目標)53,848枚	
	毛布	59,487枚	
	生理用品	(目標)27,584個	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分を基本
	紙おむつ	(目標)18,504枚	
	簡易トイレ	(目標)1,212セット	
	トイレットペーパー	(目標)4,848ロール	
	自主防災組織用救助資機材	173セット	生活避難場所に1セットずつ

イ 備蓄物資については、数量や保管状況等の点検に努めるとともに、保存期限等を踏まえて、適切に管理するものとする。

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 31
第2 避難場所_の定義 災害時の避難場所の定義は、次のとおりとする。	
大規模 災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>近隣避難場所</u> 大規模災害発生直後に緊急に避難する、自宅や職場等の近くの公園・広場・空き地等の広くて安全な場所である。 2 <u>生活避難場所</u> 大規模災害発生直後の緊急避難に充てられるとともに、危険が去った段階では自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される。 3 <u>広域避難場所</u> 近隣避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持つ。 ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。
そ の 他 の 災 害	<ol style="list-style-type: none"> 4 <u>避難場所（候補施設）</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>短期避難型避難場所</u> 災害時の避難勧告・指示等に伴う避難先に充てるため、災害の種別や規模、要避難者数、地理的条件等を勘案のうえ、施設を指定して開設し、危険が去った段階では閉鎖する。 (2) <u>滞在型避難場所</u> 災害による自宅の倒壊等又は長期にわたる避難勧告・指示等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所として、被災状況や被災者数等を勘案のうえ、施設を指定して開設する。避難者には避難生活に必要な最小限の物資が供給される。
<p>なお、上記の避難場所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所として活用できるものとする。</p>	

修 正 後
修正理由 ○ 災害対策基本法の改正に伴い、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に区別して指定し、名称については、具体的な避難行動につなげるため、住民にとってわかりやすい名称とする旨を規定する。
第2 避難_所等の定義 災害時の避難_所等の定義は、次のとおりとする。
<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>一時避難場所</u> 地域であらかじめ定める一時的な避難場所であり、自宅や職場などの近く集会所等や公園・広場等の安全な場所である。 2 <u>浸水時緊急退避施設</u> 津波、洪水及び高潮等による浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において、逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。浸水危険が解消された時点で、市が開設する避難所等へ移動する。 3 <u>指定緊急避難場所</u> 災害対策基本法第49条4で規定するもので、洪水、高潮、土砂、津波、内水時の避難勧告・指示等に伴う避難先に充てるため、災害の種別や規模、避難者数、地理的条件等を勘案のうえ、施設等を指定して開設し、危険が去った段階では閉鎖する施設である。 4 <u>生活避難場所</u> 災害対策基本法第49条の7で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される施設である。 5 <u>広域避難場所</u> 災害対策基本法第49条の4で規定するもので、一時避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持つ。 ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。
<p>____上記の避難場所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所として活用できるものとする。</p>

修正前

第3 避難場所の選定

大規模災害

1 近隣避難場所

近隣避難場所については、大規模災害発生直後に緊急に避難する場所であることから、本市による選定は行わず、市民の責務として、日頃から家庭での話し合い等により市民自らが確認しておくものとする。災害時の火災に備えて、面積が概ね1,000㎡以上である場所が望ましい。

2 避難場所（候補施設）

(1) 避難場所（候補施設）

運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有施設の中から本市が指定するものとする。

災害時の避難場所（候補施設）として施設提供の承諾が得られた公共施設又は民間施設についても選定することができるものとする。

避難場所は、資料編2-6-1・2-6-3に定める候補施設の中から想定される災害の種別に応じて適当な施設を区長が選定し開設するものとする。

(2) 選定基準

ア 地震

「大規模災害 2生活避難場所」のとおり

イ 洪水

太田川水系浸水想定区域図※1及び広島県管理河川浸水想定区域図※2に基づき、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設は、1階以上の階
- ② 浸水深が2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ③ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

修正後

第3 避難場所等の指定

1 一時避難場所

自主避難時に地域で自主的に開設する施設や一時的に避難する場所であることから、本市による選定は行わず、市民の責務として、日頃から家庭での話し合い等により市民自らが確認しておくものとする。

なお、一時的に避難する公園・場所については、災害時の火災の場合は、面積が概ね1,000㎡以上である場所が望ましい。

また、災害種別ごとに避難する施設や場所はあらかじめ定めておくことが望ましい。

2 浸水時緊急退避施設

洪水等による浸水想定区域内に所在する建築物で、次の要件に適合する建築物を施設管理者等との協定締結により指定し、「浸水時緊急退避施設」を表す標識の設置等により周知を図る。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること。
- (2) 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
- (3) 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100㎡以上）を有すること。
- (4) 緊急退避時に、容易に退避可能な構造（管理体制等を含む。）を有すること。

3 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所

運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有施設の中から本市が指定するものとする。

災害時の指定緊急避難場所として施設提供の承諾が得られた公共施設又は民間施設についても指定することができるものとする。

指定緊急避難場所は、資料編2-6-1に定める施設の中から想定される災害の種別に応じて適当な施設を区長が選定し開設するものとする。

(2) 選定基準

ア 地震

- ① 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であること。
- ② 当該建築物又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

イ 洪水

太田川水系浸水想定区域図※1及び広島県管理河川浸水想定区域図※2に基づき、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設は、1階以上の階
- ② 浸水深が2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ③ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

修正前

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 水防法第14条に基づき国土交通大臣(太田川河川事務所)が指定したもの

※2 水防法第14条に基づき県知事(広島県西部建設事務所)が指定したもの

ウ 内水

広島市浸水(内水)予測図※に基づき、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設及び浸水深が0.1m未満の施設は、1階以上の階
- ② 浸水深が0.1m以上2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ③ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 広島市浸水(内水)ハザードマップによる。

エ 高潮

高潮浸水想定区域図※に基づき次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設は、1階以上の階
- ② 浸水深が2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ③ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、気象台が発表する「潮位の予想」又は現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 平成19年度、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島県が伊勢湾台風規模の台風が満潮時に広島を通過した場合を想定して共同作成したものであり、その想定潮位はTP4.4mとなる。

オ 土砂

(7) 土砂災害危険箇所図※1に示す危険区域※2以外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができるものとする。

(4) 土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」以外の施設であること。

なお、「土砂災害警戒区域」内であっても堅固な建築物の2階以上等

、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 土砂災害危険箇所図は、平成14年広島県公表

※2 危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れにより被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。

カ 津波

想定される津波の高さ等を勘案の上、高潮又は洪水を対象とする施設の中から選定する。

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき危険性がないと認められた施設は、避難場所として開設できるものとする。

修正後

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 水防法第14条に基づき国土交通大臣(太田川河川事務所)が指定したもの

※2 水防法第14条に基づき県知事(広島県西部建設事務所)が指定したもの

ウ 内水

広島市浸水(内水)予測図※に基づき、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設及び浸水深が0.1m未満の施設は、1階以上の階
- ② 浸水深が0.1m以上2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ③ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 広島市浸水(内水)ハザードマップによる。

エ 高潮

高潮浸水想定区域図※に基づき次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設は、1階以上の階
- ② 浸水深が2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ③ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、気象台が発表する「潮位の予想」又は現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 平成19年度、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島県が伊勢湾台風規模の台風が満潮時に広島を通過した場合を想定して共同作成したものであり、その想定潮位はTP4.4mとなる。

オ 土砂

① 土砂災害危険箇所図※1に示す危険区域※2以外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができるものとする。

② 土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」以外の施設であること。

なお、土砂災害警戒区域内に立地する施設であっても鉄筋コンクリート造等で2階以上に避難スペースがあり、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 土砂災害危険箇所図は、平成14年広島県公表

※2 危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れにより被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。

カ 津波

広島県津波浸水想定図(※)に基づき次のとおりとする。

① 新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)に適合していること、または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造である。

- ② 浸水想定区域外の施設は、1階以上の階
- ③ 浸水深が2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- ④ 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

修正前

2 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の避難場所に避難できることを基本として、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所等で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋などにより島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位で必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。

生活避難場所が開設され、そこで避難生活を送ることが困難な者がある場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」の締結施設の中から本市が福祉避難所を選定し、受入れを要請する。

3 広域避難場所

広域避難場所については、火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。

- (1) 広域避難場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。
- (2) 大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね1 ha以上確保できる場所である。
- (3) 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。
- (4) 避難空地として概ね2 ha以上の平らな土地の塊としてある。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。

修正後

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。

主 大規模な火事

「5 広域避難場所」のとおり。

4 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の避難場所に避難できることを基本として、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所等で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋などにより島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位で必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定(※)するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、地震による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、上記2指定緊急避難場所を生活避難場所として開設することができるものとする。

生活避難場所が開設され、そこで避難生活を送ることが困難な者がある場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」の締結している福祉避難所の中から選定し、受入れを要請する。

※ 選定基準

- ① 被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布できる構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

5 広域避難場所

広域避難場所については、火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。

- (1) 広域避難場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。
- (2) 大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね1 ha以上確保できる場所である。
- (3) 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。
- (4) 避難空地として概ね2 ha以上の平らな土地の塊としてある。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。

修正前

ア 空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路が専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。

イ フェンス・塀等により区画され、相互に通行ができない場合。

- (5) 広域避難場所の収容人員の算定については、有効面積1㎡当たり1人とする。
- (6) 広域避難場所の避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しない。
- (7) 広域避難場所の選定にあつては、避難可能区域の目安を歩行距離2km以内とする

修正後

ア 空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路が専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。

イ フェンス・塀等により区画され、相互に通行ができない場合。

- (5) 広域避難場所の収容人員の算定については、有効面積1㎡当たり1人とする。
- (6) 広域避難場所の避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しない。
- (7) 広域避難場所の選定にあつては、避難可能区域の目安を歩行距離2km以内とする。

修正前

震災対策編

第2章 震災予防計画

第13節 避難体制の整備

頁

63

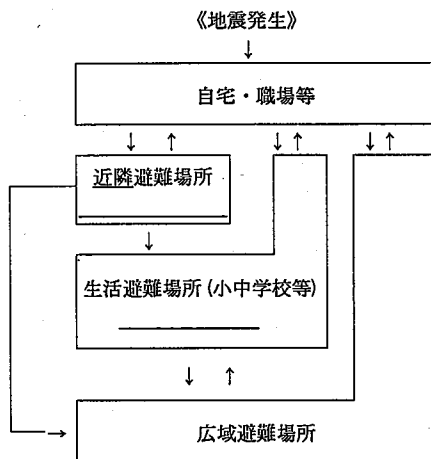
第13節 避難体制の整備

地震が発生した場合、火災等の差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的な生活をする事ができるよう、あらかじめ避難場所の確保、避難地・避難路の整備等を推進する。

第1 避難システムと避難場所の定義

阪神・淡路大震災の教訓から、大規模地震時の避難システムについては、次の図のとおりとし、避難場所₁は、近隣避難場所、生活避難場所及び広域避難場所に区分する。

●避難システム



修正後

修正理由

○ 災害対策基本法の改正に伴い、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に区別して指定し、名称については、具体的な避難行動につなげるため、住民にとってわかりやすい名称とする旨を規定する。

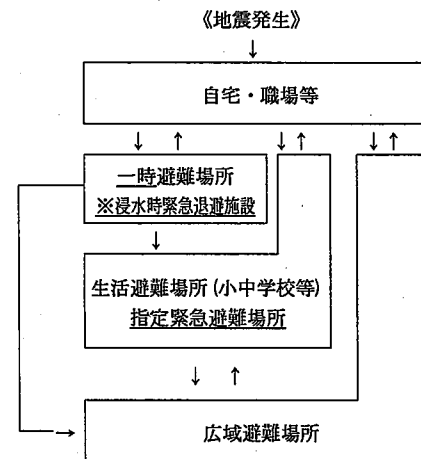
第13節 避難体制の整備

地震が発生した場合、火災等の差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的な生活をする事ができるよう、あらかじめ避難所等の確保、避難地・避難路の整備等を推進する。

第1 避難システムと避難場所の定義

阪神・淡路大震災の教訓から、大規模地震時の避難システムについては、次の図のとおりとし、避難所等は、一時避難場所、生活避難場所及び広域避難場所に区分する。

●避難システム



※ 目前急迫の浸水危険にさらされた場合に緊急一時的に使用

修正前

1 近隣避難場所

指定された生活避難場所に限らず、地震発生直後に住民等が緊急に避難する、自宅や職場等の近くの公園、広場、空き地等の広くて安全な場所である。

2 生活避難場所

地震直後の緊急避難に充てられるとともに、危険が去った段階には家屋の倒壊・焼失等により生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な物資が供給される。

3 広域避難場所

近隣避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能も合わせ持つ。

ただし、延焼火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。

第2 (略)

修正後

1 一時避難場所

地域であらかじめ定める一時的な避難場所であり、自宅や職場などの近く集会所等や公園・広場等の安全な場所である。

2 浸水時緊急退避施設

津波による浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において、逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設であり、浸水危険が解消された時点で、市が開設する避難場所へ移動する。

3 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4で規定するもので、洪水、高潮、土砂、津波、内水時の避難勧告・指示等に伴う避難先に充てるため、災害の種別や規模、避難者数、地理的条件等を勘案のうえ、施設等を指定して開設し、危険が去った段階では閉鎖する施設である。

4 生活避難場所

災害対策基本法第49条の7で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される施設である。

5 広域避難場所

災害対策基本法第49条の4で規定するもので、一時避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持つ。

ただし、延焼火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。

第2 (略)

修正前

2. 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が、当該小学校区内の避難場所へ避難できることを基本に、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所^{（略）}で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋等により島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合には、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、地震による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。

【避難場所滞在者数】 小学校区別に5つの地震で最も被害が大きくなる避難場所滞在者数の和 119,716人

【収容力】 避難場所として使用できる面積 ÷ 避難場所滞在者数1人当たり占有面積（2.0㎡）

（略）

3. 広域避難場所

（略）

(1)～(7) （略）

広域避難場所一覧（略）

第4～第10 （略）

修正後

※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。

4. 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が、当該小学校区内の避難場所へ避難できることを基本に、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所^{（略）}で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋等により島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合には、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、地震による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、上記2指定緊急避難場所を生活避難場所として開設することができるものとする。

生活避難場所が開設され、そこで避難生活を送ることが困難な者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」の締結している福祉避難所の中から選定し、受入れを要請する。

【避難場所滞在者数】 小学校区別に5つの地震で最も被害が大きくなる避難場所滞在者数の和 119,716人

【収容力】 避難場所として使用できる面積 ÷ 避難場所滞在者数1人当たり占有面積（2.0㎡）

（略）

5. 広域避難場所

（略）

(1)～(7) （略）

広域避難場所一覧（略）

第4～第10 （略）

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策編 第3節 津波からの避難	頁 248
第3 津波からの避難 (略) 1～3 (略) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 県が策定した「広島県津波避難計画策定指針」を踏まえ、津波避難対策の推進に向けて検討を進める旨を規定する。
第3 津波からの避難 (略) 1～3 略 4 <u>広島県津波避難計画策定指針を踏まえた津波避難対策の推進</u> <u>地震により発生した津波や堤防等が決壊した場合の浸水による人的被害を軽減するために、津波や浸水の被害を受けるおそれのある市町及び地域が津波避難計画を作成する際の参考として、県が市町に対して示す指針である「広島県津波避難計画策定指針」を踏まえ、津波避難計画の作成に向けた取組を進める。</u>

修正前	
震災対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画（新設）	頁

修正後
修正理由 ○ 平成26年3月に、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進するための計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）を、地域防災計画に定める。
別紙のとおり。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 《危機管理室災害予防課》

想定地震の震源域位置図

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域に指定（平成26年3月31日内閣府告示第21号）されたことを受け、同法第1項第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震の概要

第1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

第2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

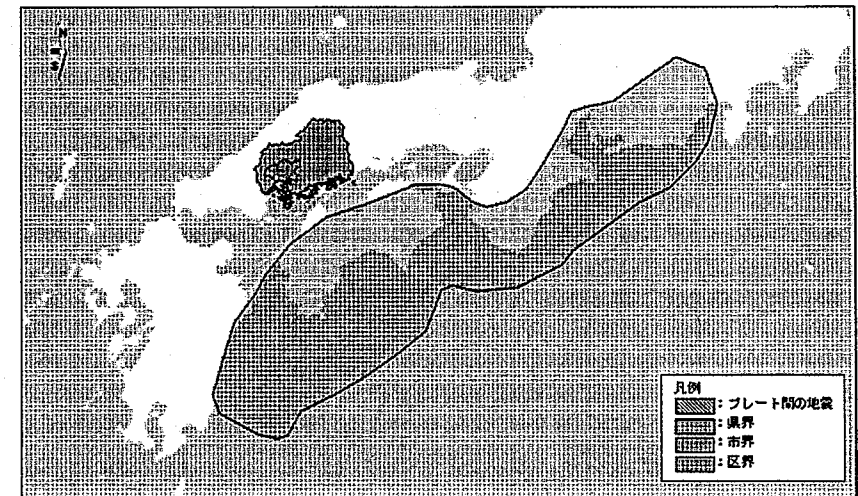
平成27年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

区分	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	平成27年 1月1日	20%程度	70%程度	90%程度

※ マグニチュード9の最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）の発生確率は示されていない。

第3 想定結果

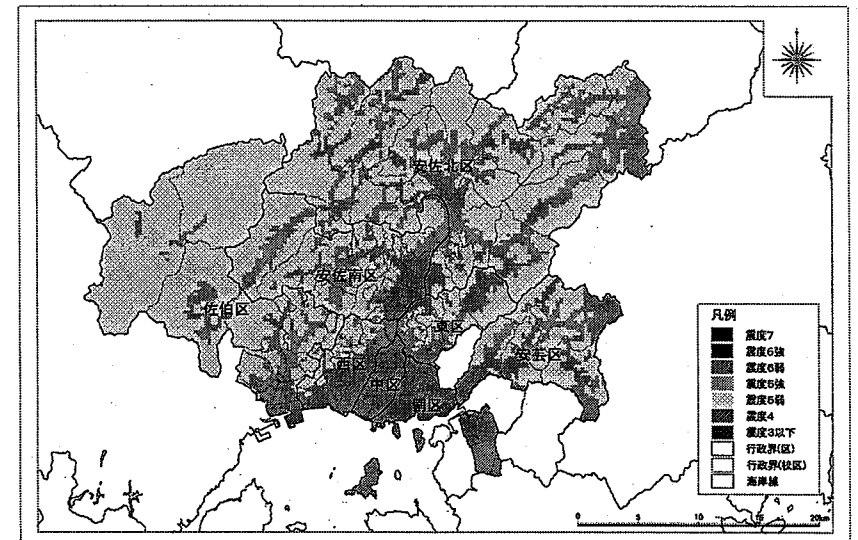
国においては、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震（南海トラフ巨大地震）についての震度分布・津波高や被害想定（建物被害、人的被害等）を行った。この国の検討結果などを踏まえ、県が平成25年11月に公表した地震被害想定を基に、広島市の地域特性を加味しながら、本市における「南海トラフ巨大地震」の地震被害想定を行った。



1 震度分布

「南海トラフ巨大地震」による本市の最大震度は6弱であり、安佐北区を除く7区に分布している。震度6弱の面積率は市全域の3.1%、行政区の中で最大となる中区では35.8%、次いで西区13.4%、南区13.2%などとなっている。

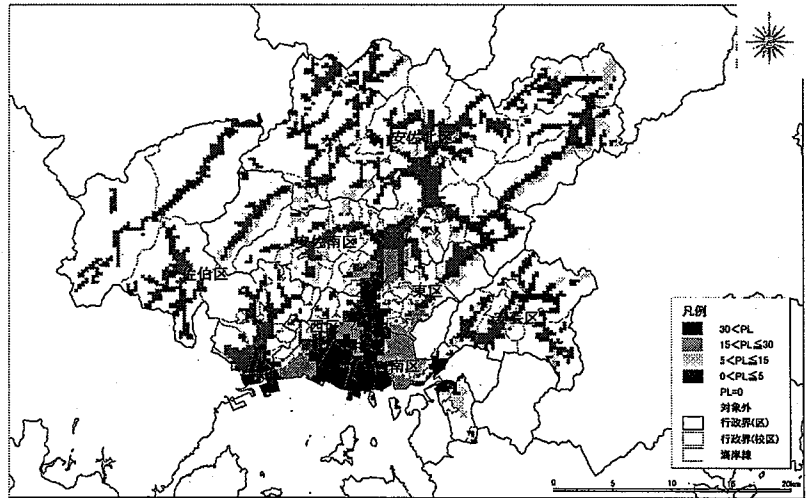
震度分布図



2 液状化危険度分布

「南海トラフ巨大地震」による本市における危険度が極めて高い (PL 値 30 超) 領域は、安佐北区を除く 7 区に分布している。その面積率は市全体の 6.0%、行政区の中で最大となる中区では 89.5%、次いで西区 36.1%、南区 35.1% などとなっている。

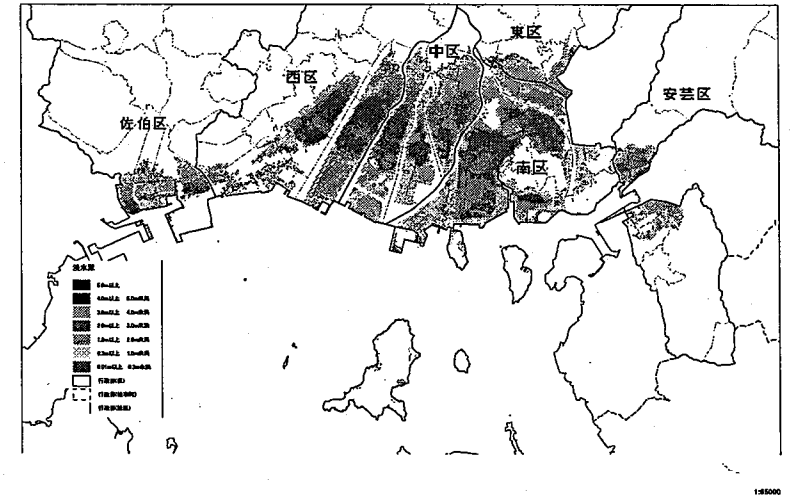
液状化危険度分布図



3 津波による最大浸水深分布

「南海トラフ巨大地震」の津波による想定浸水面積 (浸水深 1cm 以上) は、護岸、堤防等の構造物が機能しない場合で 3,817ha (市全体の 4.2%) であり、安佐南区と安佐北区を除く 6 区に分布している。行政区の中で最大となる南区では 1,333ha、次いで中区 971ha、西区 878ha などとなっている。

津波による最大水深分布図 (構造物が機能しない場合)

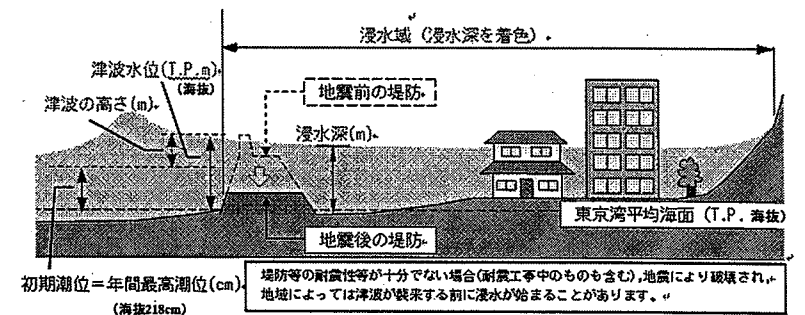


最高津波水位等

区分	最高津波水位 (T.P. 海拔) ※1		最大波到達時間	津波影響開始時間※2
	うち津波の高さ			
広島市	3.6m	1.5m	4時間6分	37分

※1 「最高津波水位」は、年間最高潮位 (218cm) に津波の高さを加えたもの

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間



4 被害の想定

被害想定項目		被害量等	
地震動・液状化	震度6弱以上	エリア	中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区、佐伯区
		エリア面積	市全面積の3.1%
	液状化危険度がかかり高い面積 (PL>15)	市全面積の8.6%	
土砂災害	危険度ランクが高い箇所	急傾斜地崩壊	4箇所
		山腹崩壊	6箇所
津波被害	津波による浸水面積 (浸水深1cm以上)	3,817ha	
建物被害	全壊の主な原因	液状化	
	全壊棟数	18,696棟	
	半壊棟数	44,120棟	
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	
	死者の主な原因	津波	
	死者数	3,907人	
	負傷者数	2,670人	
	重傷者数 (負傷者の内数)	642人	
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口) *1	4,535人	
	下水道 (1日後の機能支障人口) *1	401,156人	
	電力 (直後の停電軒数) *1	73,443軒	
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1	38,060回線	
交通施設被害	都市ガス (1日後の供給停止戸数) *1	120,628戸	
	道路 (被害箇所数)	266箇所	
生活支障	鉄軌道 (被害箇所数)	199箇所	
	港湾 (揺れによる被害箇所数)	25箇所	
	避難所避難者数 (当日・1日後) *1	172,041人	
	帰宅困難者数 *3	78,385人	
	食料の需要量 (当日・1日後) *1	619,349食	
	仮設トイレの需要量 (当日・1日後) *1	5,144基	
	医療機能支障 (医療需要過不足数) *2	38人	
その他被害	危険物施設の被害箇所数	8箇所	
	災害廃棄物発生量 *1	可燃物	33万t
		不燃物	101万t
	経済被害	直接被害 *1	2兆3,610億円
間接被害 (広島県全体) *1		3兆7,477億円	

※ 被害想定項目のうち、季節、時刻、関連条件により被害量が異なるものは、条件の違いを考慮し、下記のケースで想定

- *1: 冬18時、風速11m/s
- *2: 冬深夜、風速11m/s
- *3: 昼12時

詳細は、震災対策編第1章第3節第3「被害想定結果」を参照

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成した地震防災対策特別措置法に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」(平成23年度～平成27年度)に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。また、津波等による浸水想定区域内において浸水時に市民等が緊急一時的に退避する施設として、浸水時緊急退避施設の指定を行う。

1 地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業

事業項目	事業名等	事業期間
避難地	住宅市街地総合調整事業	平成23年度～平成25年度
避難路	林道の整備	平成24年度～平成26年度
消防用施設	消防用施設等の整備	平成23年度～平成27年度
緊急輸送道路	災害防除事業、橋梁耐震対策、道路改良事業	平成23年度～平成27年度
共同溝等	電線共同溝整備事業 (道路)	平成23年度～平成27年度
公立幼稚園	学校等耐震補強化事業	平成24年度～平成26年度
公立小・中学校 (校舎)	学校等耐震補強化事業	平成23年度～平成27年度
公立特別支援学校 (校舎)	学校等耐震補強化事業	平成23年度
公立特別支援学校 (屋内運動場)	学校等耐震補強化事業	平成23年度
公的建造物	区役所耐震化事業 (中区、南区、安佐北区、安佐南区、佐伯区)	平成23年度～平成27年度
	女性教育センター耐震化事業	
	衛生研究所耐震化事業	
	消防庁舎等の耐震化事業	
防災行政無線	防災行政無線施設	平成23年度～平成27年度
水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備事業	平成25年度～平成27年度
備蓄倉庫	備蓄倉庫の整備	平成23年度
老朽化住宅密集対策	住宅市街地総合調整事業 (密集住宅市街地整備型)	平成23年度～平成25年度

2 浸水時緊急退避施設の指定状況

資料編「2-6-4 浸水時緊急退避施設一覧表」参照

【浸水時緊急退避施設の指定要件】

- ① 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること。
- ② 新耐震設計基準 (昭和56年6月1日施行) に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
- ③ 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所 (廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100㎡以上) を有すること。
- ④ 緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
 - (2) 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順
水門等の閉鎖を実施する体制として、水門・陸間管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。
 - (4) 水門等の閉鎖訓練
防災訓練に併せて、水門等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。
なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。
- 4 市は、防災行政無線屋外受信機を津波による浸水が想定される沿岸部に設置する。

第2 水防業務従事者等の安全確保対策

水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波浸水想定区域内で活動する水防業務従事者等の活動の安全を確保するための退避ルールの設定を検討する。

第3 港湾、漁港の船舶対策

- 1 漁港、港湾内の船舶の処置
船舶関係者は、津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。
- 2 漁船の処置
漁業協同組合や船舶管理者は、津波の到達時間まで十分な余裕（10時間以上）がある場合は、水深の深い場所（100m程度）へ避難させることが望ましいが、本市への津波到達予想時間を考慮すると、このような沖合避難は、非常に危険を伴うものと考えられる。よって、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨保留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。
また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

第4 津波に関する情報の伝達等

- 1 津波予報区
震災対策編第3章第3節第2の1「津波予報区」による。
- 2 津波に関する情報の種類と内容
震災対策編第3章第3節第2の2「津波警報等の種類及び内容」による。
- 3 津波警報等の伝達経路
震災対策編第3章第3節第2の4「津波警報等の伝達経路」による。
- 4 津波警報等の住民等への伝達方法
津波注意報の住民等への伝達方法は、防災情報メール、防災行政無線、市ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、公共情報コモンズにより情報提供を行う。
また、津波警報、大津波警報の住民等への伝達方法は、防災情報メール、防災行政無線、市ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、公共情報コモンズ、緊急速報メール、サイレンにより情報提供を行う。
なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により津波警報等の緊急情報が国（消防庁）から発信され広島市域に影響がある場合は、自動的に防災行政無線で放送されることになっている。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により放送される情報

情報区分	放送内容
大津波警報	サイレン 「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」（3回繰り返し） 「こちらは、ぼうさいひろしまです。」 下りチャイム
津波警報	サイレン 「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」（3回繰り返し） 「こちらは、ぼうさいひろしまです。」 下りチャイム
津波注意報	サイレン 「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」（3回繰り返し） 「こちらは、ぼうさいひろしまです。」 下りチャイム

- 5 居住者等の避難行動等
防災行政無線屋外受信機や広報車等により、浸水想定区域内の居住者等に対して、津波警報及び津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するとともに、併せて、具体的に取るべき行動についても伝達する。
- 6 船舶（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）関係者及び養殖事業者等に対する伝達
広島海上保安部からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。
- 7 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。
 - (1) 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。
 - (2) 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。
 - (3) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

- (4) 津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。(船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。)
- 8 情報の収集伝達経路
震災対策編第3章第3節第4「災害情報の収集、伝達及び報告」による。

第5 津波避難対策

1 津波避難計画の作成

市は、「広島県津波避難計画策定指針」を踏まえ、浸水による人的被害を軽減するため、津波避難計画の作成を進める。

2 浸水時避難計画マップの作成及び周知

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、津波等による浸水想定区域内において、浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

3 避難場所の選定・周知

震災対策編第2章第13節第3「避難場所の選定」及び第8「避難場所の周知」による。

4 防災上重要な施設の避難対策

- (1) 病院、学校、劇場、百貨店、地下街、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の勧告又は指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- (2) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
- ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

5. 津波発生時の応急対策

(1) 避難勧告・指示等

気象台から津波注意報が発表された場合には、必要な区域に避難準備情報の伝達を行う。

気象台から津波警報（津波の高さ：1m以上）が発表された場合、又は監視等により津波被害のおそれがあると判断した場合には、市長は必要な区域に避難勧告を行う。また、大津波警報（津波の高さ：3m以上）が発表された場合、又は津波被害が発生した場合、市長は必要な区域に避難指示を行う。

(2) 避難の誘導

震災対策編第3章第5節第4「避難誘導」及び震災対策編第4章第3節「津波からの避難」による。

6 生活避難場所の開設・運営

震災対策編第3章第5節第6「生活避難場所の開設等」による。

(1) 生活避難場所の管理運営

震災対策編第3章第5節第6の3「生活避難場所の運営」による。

(2) 生活避難場所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- ア 開設の日時
イ 開設の場所
ウ 収容人員
エ 開設期間の見込み
オ その他必要と認められる事項

- (3) 生活避難場所の設置・運営について、必要に応じ、県に応援職員の派遣を要請する。
- (4) 避難に関する普及啓発
地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ津波からの避難に関する意識の啓発を図るものとする。

7 市域外への避難者の受入要請

震災対策編第3章第5節第7「市域外への避難者の受入要請」による。

8 避難行動要支援者の避難等

震災対策編第2章第15節第3「避難行動要支援者に係る支援体制」による。

第6 消防活動及び水防活動

1 消防活動

震災対策編第3章第9節「消防活動対策」による。

2 水防活動

震災対策編第3章第10節「水防活動対策」による。

第7 ライフライン事業者及び放送機関の対応

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や市民生活の安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

また、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図るとともに、市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行うため、広島市ライフライン連絡調整会議を開催する。

1 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

指定公共機関中国電力株式会社

(2) 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

(3) 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

- ア 人命救助に関わる病院
イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関
ウ 被災者収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(5) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場

- 合は他の電力会社に融通を依頼する。
- (6) 広報サービス活動の実施
地震・津波時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。
- ア 災害時における広報
施設の復旧状況、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるプレーカーの開放、公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。
- イ 移動相談所の開設
被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。
- 2 ガス施設の応急対策
- (1) 一般ガス事業者
- ア 実施責任者
指定地方公共機関広島ガス株式会社
- イ 情報の収集
地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。
- ウ 二次災害発生防止
ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。
- エ 要員及び資機材等の確保
- (7) 復旧要員
あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。
なお、他のガス会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。
- (8) 復旧資機材
応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。
- オ 広報活動
利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。
- (2) 簡易ガス事業
- ア 実施責任者
簡易ガス事業者
- イ 応急対策、広報活動等
一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。
- ウ 相互援助活動
一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。
- (3) 液化石油ガス販売事業
- ア 実施責任者
液化石油ガス販売事業者
- イ 応急対策、広報活動等
一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

- 3 水道施設の応急対策
震災対策編第3章第7節「給水及び上水道施設応急対策」による。
- 4 下水道施設の応急対策
震災対策編第3章第16節「下水道施設応急対策」による。
- 5 通信
- (1) 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。
特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置
NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。
- ア 通信の利用制限
災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。
- イ 非常通信の確保
- (7) 特設公衆電話の設置
災害救助法が適用された場合、避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。
- (8) 公衆電話の無料化
広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
- ウ 通信設備の応急復旧
災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用
震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。
また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の周知等を図るものとする。
- オ 広報活動（拡大防止策）
- (7) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。
- a 被災地域と被災模様
b 復旧のための措置と復旧見込時期
- (8) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。
- (3) 指定公共機関株式会社NTTドコモ中国支社が行う措置
株式会社NTTドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。
- ア 通信の利用制限と重要通信の確保
災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。
- イ 非常通信の確保
- (7) 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。
- (8) 西日本電信電話株式会社が特殊公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、避難場所等への非常用携帯電話の貸出しに努める。
- ウ 通信設備の応急復旧
災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復

旧を実施する。

エ 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(7) 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及び株式会社NTTドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(f) 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

(4) 県等が行う支援の措置

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

6 放送

日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

(1) 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

(2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

(3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

(4) 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

第8 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないよう通行止めなどの措置を実施する。

2 海上

(1) 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(2) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

3 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

4 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

第9 市が管理又は運営する施設関係

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(2) 個別事項

学校等にあつては、

ア 当該学校等が、津波浸水想定区域にあるときは、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 自家発電装置等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1 国及び他の地方公共団体等への応援要請

震災対策編第3章第25節第3「国及び他の地方公共団体等への応援要請」による。

第2 自衛隊の災害派遣要請

震災対策編第3章第25節第4「自衛隊の災害派遣要請」による。

第3 緊急消防援助隊の出動要請

震災対策編第3章第25節第5「緊急消防援助隊の出動要請」による。

第4 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

震災対策編第2章第13節第11「食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備」による。

第5 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第23節「帰宅困難者対策」による。

第6節 防災訓練に関する計画

震災対策編第2章第18節第2「防災訓練の実施・指導」及び第4章第3節第2「津波に対する避難訓練の実施」による。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

震災対策編第2章第17節第2「市民に対する防災広報」及び第4章第3節第1「津波に対する防災意識の啓発等」による。

第3 児童、生徒等に対する教育

震災対策編第2章第17節第3「学校における防災広報」による。

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第8節 停電応急対策

頁

146

1～4 (略)

5 通信機能の確保《消防局防災課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話㈱に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

(1) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要 請 先	応 答 先
082-505-4800	NTT西日本広島支店災害対策室

(2)・(3) (略)

6～14 (略)

修正後

修正理由

○ 生活避難場所へ避難した被災者が、家族等と連絡を取る手段をあらかじめ確保することを目的に、生活避難場所として指定している公共施設（204施設）に西日本電信電話㈱と共同で特設公衆電話回線及び電話機の整備を進めているため、必要な修正を行う。

1～4 (略)

5 通信機能の確保《危機管理室災害対策課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話㈱に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

(1) 特設公衆電話（無償）の整備・要請

災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

大規模災害に備え、西日本電信電話㈱と協力し、公共施設の生活避難場所に特設公衆電話回線及び電話機を整備する。

なお、既設の回線数及び設置場所では、避難所の運営に支障を及ぼす場合には、生活避難場所開設後に、区又は市災害対策本部を通じて当該回線の増設及び設置場所の変更を西日本電信電話㈱に要請するものとする。

要 請 先	応 答 先
082-505-4800	NTT西日本広島支店災害対策室

(2)・(3) (略)

(資料編) 2-5-4 特設公衆電話回線整備一覧表 <別紙のとおり>

参考 57 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 <別紙のとおり>

6～14 (略)

修正前			
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難			頁 414
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応			
段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 河川流域等で、強い雨が降っている場合	気象情報の収集・把握に努める。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。
第2段階	【注意喚起】 1 気象台から洪水注意報が発表された場合 2 国土交通省と気象台から太田川下流はん濫注意情報が発表された場合※1 3 はん濫注意水位を超えた場合	1 気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。 2 河川堤防等の巡視にあたる。 3 土のう積み等の浸水防止対策を実施する。 4 防災行政無線等により、河川沿いの低地部の住民等に洪水に対する注意喚起を促す。 5 住民から異常通報があった地域(過去に災害があった場所を含む)や危険区域への巡視を強化する。	1 川の水位や流れ方などいつもと違うところがないか周辺に気をつける。 2 低地部の家屋では、土のう積み等の浸水防止対策を実施する。 3 テレビ・ラジオ等を通じて洪水等の情報に十分注意する。 4 避難の準備を確認する。(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)
第3段階	【自主避難】 1 気象台から洪水警報が発表された場合 2 国土交通省と気象台から太田川下流はん濫警戒情報が発表された場合※1 3 国土交通省と気象台から太田川上流、三篠川又は根谷川のはん濫注意情報が発表された場合 4 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合※4	1 防災行政無線等により、浸水が予想される地域の住民に自主避難の呼びかけ(避難準備情報の伝達)を行う。 2 状況に応じて避難所を開設する。	1 堅固な建築物の上階に移動するか、又はあらかじめ決めておいた知人宅などに、早めに避難する。※3 2 要配慮者等特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始する。 3 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。

修正後				
修正理由 ○ 洪水に関する情報を、段階に応じた提供時期の整理に伴い修正				
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 気象台から洪水注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起(自主避難の呼びかけ)】 気象台から洪水警報が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び視覚障害者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した一時避難場所等に、自主避難する。(※3) 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【避難準備情報】 1 国土交通省と気象台が共同で太田川下流はん濫警戒情報を発表し、災害が発生するおそれがある場合(※1) 2 国土交通省と気象台が共同で太田川上流、三篠川又は根谷川のはん濫注意情報を発表し、災害が発生するおそれがある場合(※1) 3 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合(※3)	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に避難準備情報の伝達を行う。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 原則として、小学校区に1箇所、拠点的な避難所を開設する。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び視覚障害者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した一時避難場所、市が開設した避難所等に、避難する。

修正前

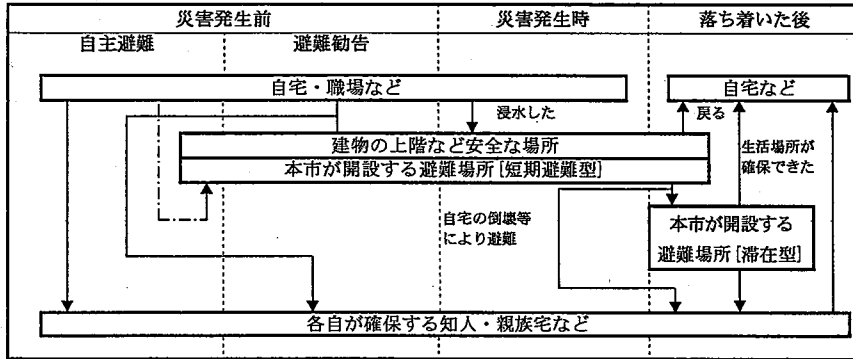
第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 国土交通省と気象台から太田川下流はん濫警戒情報が発表され、今後もしはん濫危険水位並みの水位上昇が見込まれる場合</p> <p>2 国土交通省と気象台から太田川上流、三篠川又は根谷川のはん濫警戒情報が発表された場合</p> <p>3 河川管理者から水位周知河川について、避難判断水位(特別警戒水位)の到達情報が通知され、今後もし水位の上昇が見込まれる場合※4</p> <p>4 巡視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合※4</p>	<p>1 浸水により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。</p> <p>2 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。</p> <p style="text-align: center;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>3 避難場所を開設する。</p>	<p>1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。</p> <p>2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。</p> <p>3 浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※3</p> <p>4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
	<p>【災害発生】</p> <p>浸水被害が発生した場合</p>	<p>1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>2 避難場所を開設する。</p>	
第5段階			
<p>※1 はん濫注意情報が発表された時点では自主避難の呼びかけ(避難準備情報の伝達)について、太田川はん濫警戒情報が発表された時点では避難勧告の発令についても、十分検討する。</p> <p>※2 避難勧告の伝達は、防災行政無線による本市からの放送のほか、広報車、戸別訪問等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。また、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送依頼する。</p> <p>※4 洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、()は従前の用語を併記している。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>			

修正後

第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 国土交通省と気象台が共同で太田川下流はん濫警戒情報を発表し、今後もしはん濫危険水位並みの水位上昇が予測され、重大な災害の発生するおそれがある場合(※1)</p> <p>2 国土交通省と気象台が共同で太田川上流、三篠川又は根谷川のはん濫警戒情報を発表し、重大な災害の発生するおそれがある場合(※1)</p> <p>3 河川管理者から水位周知河川について、避難判断水位(特別警戒水位)の到達情報が通知され、今後もし水位の上昇が見込まれる場合(※4)</p> <p>4 巡視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合(※4)</p>	<p>1 必要な区域(※2)に避難勧告を行う。</p> <p>危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。</p> <p>急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、避難所の開設を待つことなく、迅速に発令する。</p> <p style="text-align: center;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を助案のうえ、順次必要な避難所を開設する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 避難所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。(※5)</p> <p>状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。</p> <p>3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
	<p>【避難指示】</p> <p>1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>2 堤防の決壊(破堤)や堤防から水があふれる(越水)又は氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>3 浸水被害が発生した場合</p>	<p>1 必要な区域に避難指示を行う。</p> <p>2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>3 被害の程度、避難者の人数等を助案のうえ、順次必要な避難所を開設する。</p>	
第5段階			
<p>※1 はん濫注意情報が発表された時点で避難準備情報の伝達、はん濫警戒情報が発表された時点で避難勧告の発令について十分検討する。</p> <p>※2 洪水浸水想定区域を目安とし、必要に応じて自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※3 速くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※4 洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、()は従前の用語を併記している。</p> <p>※5 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>			

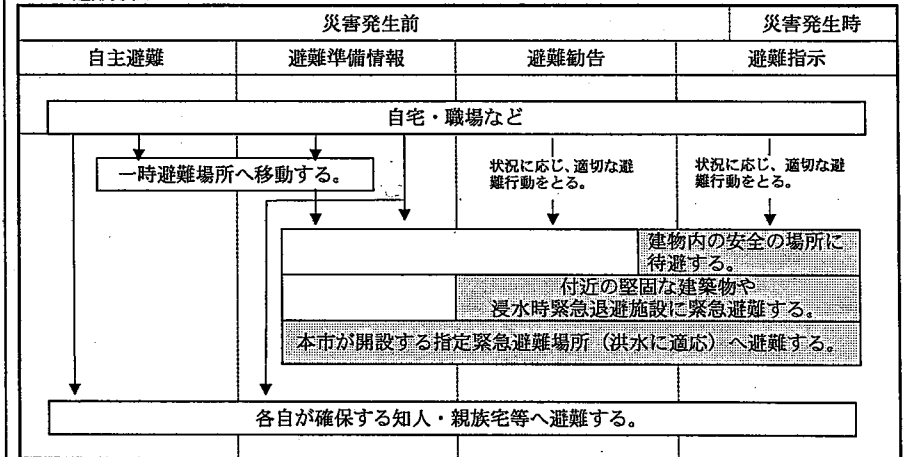
修正前

2 避難方法



修正後

2 避難方法



修正前

4 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第14条の規定に基づき指定された、太田川水系太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川、安川、水内川、府中大川、鈴張川、南原川、瀬野川水系瀬野川、八幡川水系八幡川、岡ノ下川水系岡ノ下川に係る浸水想定区域については、それぞれの浸水想定区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

また、広島県が公表した太田川水系京橋川及び猿猴川に係る浸水想定区域についても、上記に準じて警戒避難体制を定める。

(1) 浸水想定区域内の住民等は、本市から自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）があった場合や堤防から水があふれる（越水）危険や堤防の決壊（破堤）の危険を感じた場合には、堅固な建築物の上階又はあらかじめ自分で探しておいた知人宅や高台等に避難する。

また、浸水想定区域内の要配慮者等避難に時間を要する者は、あらかじめ定める自主防災組織等の避難支援者等の支援を受け、避難場所等に避難する。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

修正後

4 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第14条の規定に基づき指定された、太田川水系太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川、安川、水内川、府中大川、鈴張川、南原川、瀬野川水系瀬野川、八幡川水系八幡川、岡ノ下川水系岡ノ下川に係る浸水想定区域については、それぞれの浸水想定区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

また、広島県が公表した太田川水系京橋川及び猿猴川に係る浸水想定区域についても、上記に準じて警戒避難体制を定める。

(1) 浸水想定区域内の住民等は、気象台から洪水警報の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。

なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した洪水の影響がない一時避難場所等に自主避難する。

(2) 浸水想定区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、身の安全を確保したうえで、区役所や消防署へ通報する。

(3) 浸水想定区域内の住民等は、本市から避難準備情報の伝達があった場合は、避難の準備を行う。また、要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。

なお、状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した一時避難場所又は本市が開設する避難場所等に避難する。

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

修正前

水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難	頁 418
------------------------------------	--------------

第2 高潮への対応
1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 1 台風や低気圧が接近している場合 2 異常潮位が予測される場合	台風の進路や高潮に関する気象情報等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。
第2段階	【注意喚起】 気象台から高潮注意報(潮位の予測:2.1m以上)が発表された場合※3	1 沿岸低地部(過去に災害があった場所を含む)の沿岸の巡視にあたる。 2 防災行政無線等により、沿岸低地部の住民に高潮に対する注意喚起を促す。 3 土のう積み等の浸水防止対策を実施する。	1 海面の高さなどいつもと違うところが無いか周辺に気をつける。 2 テレビ・ラジオ等を通じて高潮等の情報に十分注意する。 3 沿岸低地部の家屋では、土のう積み等の浸水防止対策を行う。 4 避難の準備を確認する。(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)
第3段階	【自主避難】 1 気象台から高潮警報(潮位の予測:2.5m以上)が発表された場合※3 2 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合※4	1 沿岸低地部(過去に災害があった場所を含む)の沿岸の巡視を強化する。 2 防災行政無線等により、浸水が予想される地域の住民に自主避難の呼びかけ(避難準備情報の伝達)を行う。 3 状況に応じて避難場所を開設する。	1 堅固な建築物の上階に移動するか、又はあらかじめ決めておいた知人宅などに早めに避難する。※2 2 要配慮者等特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始する。 3 異常潮位や堤防の亀裂など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。

修正後

修正理由 ○ 高潮に関する情報を、段階に応じた提供時期の整理に伴い修正
--

第2 高潮への対応
1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 大風や低気圧が接近する可能性がある場合	【必要に応じて注意体制】	台風の進路や高潮に関する気象情報等を収集・把握する。	テレビやラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起(自主避難の呼びかけ)】 気象台が高潮に関して警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが見込まれるとき。 【気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。】	【必要に応じて警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域の巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて状況の推移を見守る。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や自主的に開設した一時避難場所等に自主避難する。(※1) 4 異常潮位や堤防の亀裂など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ連絡する。
第3段階	【避難準備情報】 1 気象台が高潮に関して警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 【気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。】 2 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合(※2)	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※3)に対し避難準備情報の伝達を行う。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 原則として小学校区に1箇所、拠点的な避難所を開設する。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した一時避難場所、市が開設した避難所等に避難する。(※1)

修正前

第4段階	【避難勧告】 1 気象台から高潮警報が発表され、潮位予測が2.9m以上の場合又は高潮特別警報が発表された場合※3 2 巡視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合		1 浸水により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。※1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難所を開設する。	1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。 3 浸水などにより、本市が開設した避難所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 ※7 4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
	【災害発生】 浸水被害が発生した場合		1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	

※3 潮位は、東京湾平均海面(東京湾中等潮位)である。

※4 洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、()は従前の用語を併記している。

※1 避難勧告の伝達は、防災行政無線による本市からの放送のほか、広報車、戸別訪問等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。また、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送依頼する。

※2 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

修正後

第4段階	【避難勧告】 1 気象台が高潮に関する警報を発表し、本市の全部又は一部が台風暴風圏内に入ることが確実であると予測され、重大な災害が発生するおそれがあるとき。 2 巡視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合(※2)	【災害対策本部(第一次～四次)】	1 必要な区域に避難勧告(※3)を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設するとともに、開設した避難所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 避難所等への移動中に、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。(※4) 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
	【避難指示】 1 気象台から高潮特別警報が発表された場合 2 浸水被害が発生した場合	【災害対策本部(第一次～四次)】	1 必要な区域に避難指示を行う。 2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 3 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設するとともに、開設した避難所を周知する。	

※1 速くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

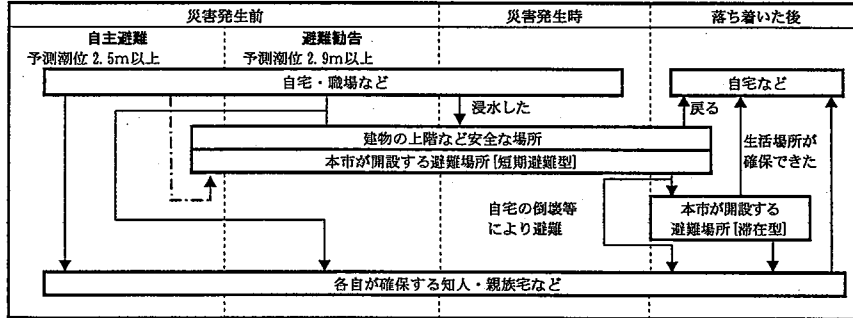
※2 洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、()は従前の用語を併記している。

※3 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じて自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。

※4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

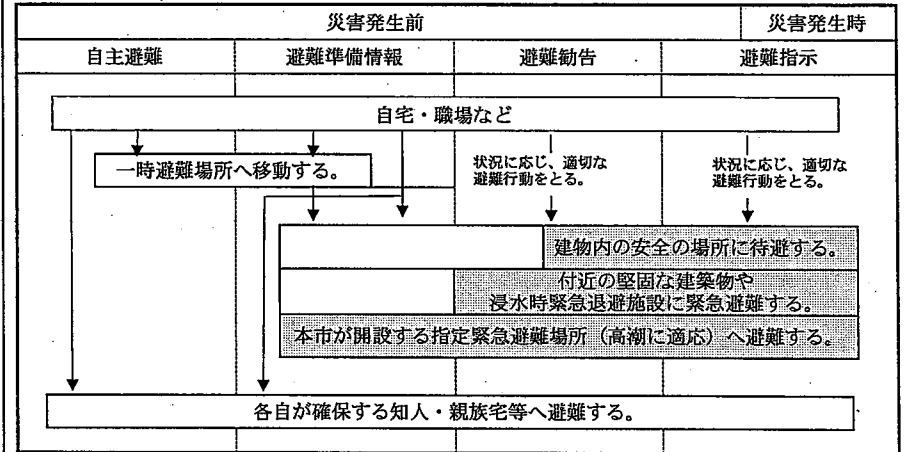
修 正 前

2 避難方法



修 正 後

2 避難方法



修正前				
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難			頁	423
第4 津波への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の対応	住民の行動	
第1段階	【状況把握】 地震による津波が予想される場合※1	津波に関する気象情報等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。	
第2段階	【注意喚起】 気象台から津波注意報が発表された場合	1. 沿岸部の護岸の巡視にあたる。 2. 防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。 3. 土のう積み等の浸水防止対策を実施する。	1. テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に十分注意する。 2. 海面の高さなどいつもと違うところがないか周辺に気をつける。 3. 沿岸部の家屋では、土のう積み等の浸水防止対策を行う。 4. 避難の準備を確認する。(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)	
第3段階	【自主避難】 1. 気象台から津波注意報が発表された場合 2. 気象台からの津波の予想到達時刻、予想される津波の高さ、各地の満潮時刻などの津波情報により、津波被害の危険を感じた場合	1. 沿岸部の護岸の巡視を強化する。 2. 防災行政無線等により、津波被害が予想される地域の住民に自主避難の呼びかけ(避難準備情報の伝達)を行う。 3. 状況に応じて避難場所を開設する。	1. 堅固な建築物の上階に移動するか、又はあらかじめ決めておいた知人宅等に早目に避難する。 2. 要配慮者等特に避難行動に時間を要する者は、自主避難の呼びかけにより避難行動を開始する。 3. 異常潮位や堤防の亀裂など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。	

修正後				
修正理由 ○ 津波に関する情報を、段階に応じた提供時期の整理に伴い修正				
第4 津波への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※1)
第1段階	【状況把握】 地震による津波が予想される場合(※2)	【必要に応じて体制】	1. 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2. 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。
第2段階	【避難準備情報】 気象台から津波注意報が発表された場合	【災害警戒本部】	1. 防災行政無線等により、必要な区域(※4)に避難準備情報の伝達を行う。 危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2. 浸水区域や避難者数に応じた拠点的な避難所の開設に努める。	1. 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 2. 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3. 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した一時避難場所、市が開設した避難所等に、避難する。(※3)

修正前

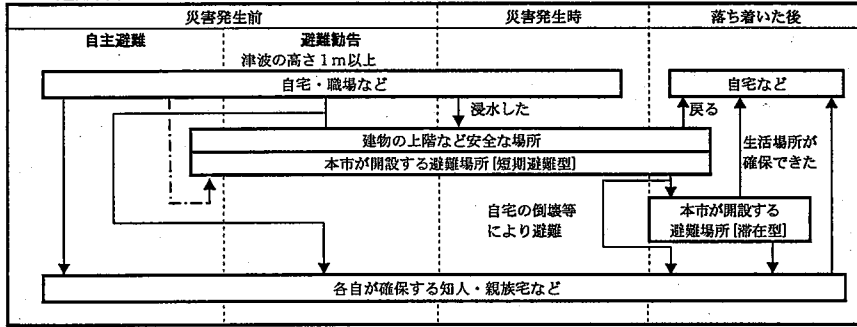
第4段階	【避難勧告】 1 気象台から津波警報（津波の高さ：1m以上）又は大津波警報（津波の高さ：3m以上）が発表された場合 2 巡視等により津波被害のおそれがあると判断した場合	1 津波被害により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。 ※3 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難場所を開設する。	1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた高台等へすぐ避難する。 3 浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急避難施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※4 4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
	【災害発生】 津波被害が発生した場合	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	
第5段階			
※1 住民の行動は、震災対策編第2章第17節第4津波災害の予防対策を参考にする。 ※2 強い地震を感じた場合や国外での地震による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合等である。 ※3 避難勧告の伝達は、防災行政無線による本市からの放送のほか、広報車、戸別訪問等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。また、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送依頼する。 ※4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急避難施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。			

修正後

第3段階	【避難勧告】 1 気象台から津波警報（津波の高さ：1m以上）が発表された場合 2 巡視等により津波被害のおそれがあると判断した場合	【災害対策本部（第四次）】	1 必要な区域（※4）に、避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 避難所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※5） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
	【避難指示】 1 気象台から大津波警報（津波の高さ：3m以上）が発表された場合 2 津波被害が発生した場合	【災害対策本部（第四次）】	1 必要な区域（※4）に避難指示を行う。 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 被害の程度、避難者数の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設するとともに、開設した避難所を周知する。	
第4段階				
※1 住民の行動は、震災対策編第4章第3節津波災害の予防対策を参考にする。 ※2 強い地震（震度4程度以上）、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合や国外での地震による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合等である。 ※3 速くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※4 津波浸水想定区域を目安とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※5 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急避難施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。				

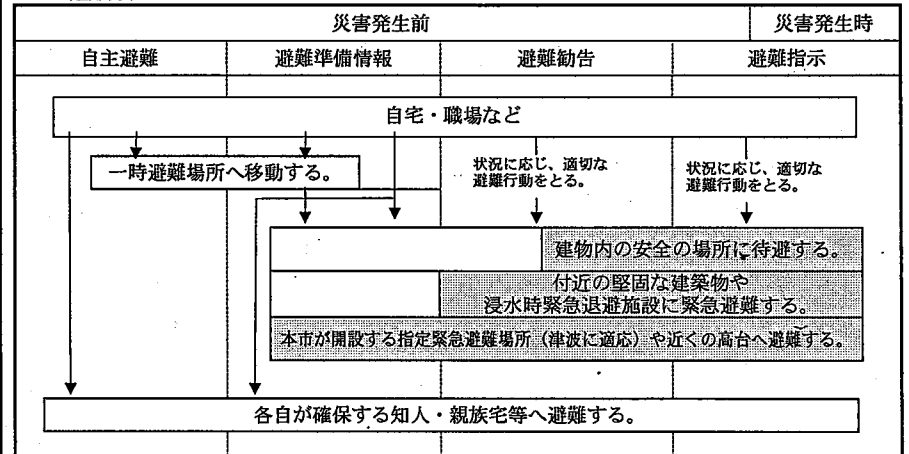
修正前

2 避難方法



修正後

2 避難方法



修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 104
<p>第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 土砂災害警戒情報 【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条 _____】</p> <p>(1) 発表 _____ 機関 _____ 広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表 _____</p> <p>(2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町単位ごとに発表する。 イ 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が協議のうえ解除する。</p> <p>(3) 受信及び伝達 土砂災害警戒情報の受信及び伝達 _____ は次のとおり。</p> <pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[広島県 (危機管理課)] A --> C[気象庁] C --> D["(一財)気象業務支援センター"] D --> E["市災害対策本部 (消防局)"] B --> E E --> F["各局等"] E --> G["各区本部 (区役所) 各消防署"] E --> H["地区住民"] A --> I[日本放送協会広島放送局] A --> J[民間報道機関] I --> H J --> H </pre> <p>9～12 (略)</p>	

修 正 後	
<p>修正理由 ○ 土砂災害防止法の改正により、都道府県知事による土砂災害警戒情報の、市町村長への通知及び一般への周知が規定されたことから必要な修正を行う。</p>	
<p>第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 土砂災害警戒情報 【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条、土砂災害防止法第 27 条】</p> <p>(1) 発表・通知機関 ア 発表機関 広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表 イ 通知機関 広島県危機管理監危機管理課及び広島県土木局砂防課</p> <p>(2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町単位ごとに発表する。 イ 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が協議のうえ解除する。</p> <p>(3) 受信及び伝達 土砂災害警戒情報の受信及び伝達及び通知経路は次のとおり。</p> <pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[広島県 (砂防課)] B --> C[広島県 (危機管理課)] A --> D[気象庁] D --> E["(一財)気象業務支援センター"] E --> F["市災害対策本部 (危機管理室)"] C --> F F --> G["各局等"] F --> H["各区本部 (区役所) 各消防署"] F --> I["地区住民"] A --> J[日本放送協会広島放送局] A --> K[民間報道機関] J --> I K --> I </pre> <p>9～12 (略)</p>	

修正前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 22・23
--	----------------

第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策
1～5 (略)
6 警戒避難体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》
土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める（警戒避難体制については、水防計画別表第12において規定）。

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

なお、警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとし、土砂災害に関する情報の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファクス等による。

- (資料編) 2-2-5 小規模崩壊地復旧事業計画
2-2-6 公園法面防災事業計画
2-2-7 道路法面防災事業計画
2-2-8 墓地法面防災事業計画
参考5 広島市宅地等防災工事資金融資要綱

修正後

修正理由 ○ 土砂災害防止法の改正により、警戒避難体制の整備に、避難経路に関する事項及び避難訓練の実施に関する事項が追加されたことに伴い、この内容を規定する ○ また、同法で、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の名称及び所在地を規定することとされたため、この内容を規定する。
--

第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策
1～5 (略)
6 警戒避難体制の整備《下水道局河川課、危機管理室、各区地域起こし推進課》
土砂災害防止法の規定に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を定める。
(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
(2) 避難所等や避難路、避難経路に関する事項
(3) 市町村が行う土砂災害に係る避難訓練に関する事項
(4) 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地
(5) 救助に関する事項
(6) 土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項（水防計画別表第12において規定）。

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設として名称及び所在地を定められた施設（水防計画別表第13において規定）に対する、

土砂災害に関する情報の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システムにより伝達する。

- (資料編) 2-2-5 小規模崩壊地復旧事業計画
2-2-6 公園法面防災事業計画
2-2-7 道路法面防災事業計画
2-2-8 墓地法面防災事業計画
参考5 広島市宅地等防災工事資金融資要綱

修正前

水防計画

別表第13 (新設)

頁

574

修正後

修正理由

○ 土砂災害防止法の改正（平成27年1月18日施行）により、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の名称及び所在地を規定するとともに、施設を使用している者の円滑かつ、迅速な避難を確保するため、これらの施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を規定（別表第13を新設）

別表第13 土砂災害警戒区域指定地区内の要配慮者利用施設《下水道局河川課、各区、各消防署》									
区名	要配慮者利用施設			土砂災害警戒区域					
	名称	所在地	所在地	箇所番号	名称	告示年月日	告示番号	警戒	特別警戒
安佐南区	1			安川支川 (365 a)				○	○
				I-1-9-365 a					
	2			岡治川 (364)				○	○
	3							○	○
	4			長楽寺3丁目40 (5592)				○	○
				I-1-5592					
				安川支川 (994)				○	○
				I-1-9-994					

現在、関係局等から提出されたデータを精査中であるため、事務局修正により地域防災計画に規定する。

平成16年2月26日
広島県告示第271号

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第7節 避難場所の開設等	頁 425
第4 避難勧告等の解除 <u>1 市長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難勧告等を解除する。区長、消防局長又は消防署長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長（消防局）に報告する。</u> <u>2 市長（消防局）は、避難勧告等を解除したときは、避難勧告等の発令の場合と同様にその周知を図る。</u>	

修 正 後
修正理由 ○ 土砂災害防止法の改正により、市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことが規定されたことから、当該内容を規定する。
第8節 避難勧告等の解除 《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》（新設） 第1 避難勧告等の解除 <u>区長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難勧告等を解除する。区長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長（危機管理室）に報告する。</u> <u>市長又は区長は、避難勧告等を解除したときは、避難勧告等の発令の場合と同様にその周知を図る。</u>
第2 避難勧告等の解除の際の助言 <u>市長は、避難勧告等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は県知事は、必要な助言をするものとする。</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第1節 計画の方針	頁 1
第3 計画の構成及び内容 この計画の構成及び内容は、次のとおりである。	
1 総則 本市及び防災関係機関等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。	

2～5 (略)	

修正後	
修正理由 ○ 災害対策基本法の一部改正（平成26年4月1日施行）により、地区防災計画制度について規定されたため。	
第3 計画の構成及び内容 この計画の構成及び内容は、次のとおりである。	
1 総則 本市及び防災関係機関等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。	
なお、災害対策基本法第42条の規定により制度化された「 <u>地区防災計画</u> 」については、今後、 <u>国から示される（市町村向けの）ガイドライン等を踏まえ、必要な事項について定めるものとする。</u>	
※ <u>地区防災計画</u> <u>地区防災計画とは、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が作成する、当該地区における防災活動等に関する計画であり、市防災会議に提案することができ、提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときは、当該計画を地域防災計画に定めるものとされている。</u>	
<u>地区防災計画制度は、地区防災計画を市町村の地域防災計画に定めることによって、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、市町村による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目的として制度化されたものである。</u>	
2～5 (略)	

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策編 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 68・73
--	----------------

第4 災害対策本部
表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の事務分掌

部課等		分掌事務
道路交通局	●道路交通企画課	(略)
	自転車都市づくり推進課	(略)
	●道路管理課	1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 3 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 6 市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関する事。
	用地部 (略)	
道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課	1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 3 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。
●都市交通部		(略)

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課	1～3 (略) 4 道路交通の規制及び道路情報に関する事。 5～9 (略)

修正後

修正理由 ○ 災害対策基本法の一部改正(平成26年11月21日公布)に伴い、災害対策本部の事務分掌に道路啓開に関する分掌事務を追加する。

第4 災害対策本部
表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の事務分掌

部課等		分掌事務
道路交通局	●道路交通企画課	(略)
	自転車都市づくり推進課	(略)
	●道路管理課	1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 <u>道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関する事。</u> 3 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 4 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 5 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 6 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 7 市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関する事。
	用地部 (略)	
道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課	1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 <u>道路啓開等の応急復旧の総括に関する事。</u> 3 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 4 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 5 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 6 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。
●都市交通部		(略)

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
調査・応急復旧	●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課	1～3 (略) 4 道路交通の規制、 <u>道路の啓開</u> 及び道路情報に関する事。 5～9 (略)

修正前

基本・風水害対策編
第3章 災害応急対策編
第17節 輸送対策

頁

165、172

第1 道路交通応急対策《道路交通局道路管理課・道路課》

1 道路交通規制の実施責任者

災害時の道路交通の規制は、次の区分により行う。なお、道路管理者と警察機関は常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期する。

区分	実施者	範囲	根拠法
道路	道路管理者	道路の破損、欠陥その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条
	公安委員会	① 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
	警察署長 警察官	② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 ③ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第4条、第5条 道路交通法第6条

2～5 (略)

修正後

修正理由

○ 災害対策基本法の一部改正（平成26年11月21日公布）により、道路管理者自ら放置車両等の措置が位置付けられたことに伴い、迅速に緊急車両の通行ルートを確認するための、道路管理者による放置車両対策強化に係る措置を規定する。

第1 道路交通応急対策《道路交通局道路管理課・道路課》

1 道路交通規制及び道路啓開等の実施責任者

災害時の道路交通の規制及び道路の啓開等は、次の区分により行う。なお、道路管理者と警察機関は常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期する。

区分	実施者	範囲	根拠法
道路	道路管理者	① 道路の破損、欠陥その他の事由により交通が危険であると認められる場合の道路交通規制 ② 災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、道路の啓開の必要があると認められる場合の車両の移動等 ③ 災害により道路が被害を受けた場合の緊急輸送道路等の応急復旧	道路法第46条 災害対策基本法第76条の6 道路法第42条
	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合の道路交通規制 ② 当該道路交通規制を行う必要があると認める場合の道路管理者に対する車両の移動等の要請 ③ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合の道路交通規制 ④ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合の道路交通規制	災害対策基本法第76条 災害対策基本法第76条の4 道路交通法第4条、第5条 道路交通法第6条

2～5 (略)

6 道路啓開のための車両等の移動

道路管理者は、災害が発生した場合、道路における車両の通行が停止するなどにより、当該車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを、当該車両の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずる。

(1) 道路区間の指定

ア 道路管理者は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行う。

なお、道路区間を指定するときは、道路の状況等を勘案し、車両等の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して行い、また、大規模災害時には、区域による指定（一定の区域内の道路区間を包括的に指定すること）もできる。（様式例1）

修正前

修正後

イ 道路管理者が、道路区間の指定するときは、あらかじめ、県公安委員会（当該地域を管轄する警察署、県警本部交通規制課）に当該道路区間及び指定の理由を通知しなければならない。（様式例2）

なお、通知の方法については、書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合（通信手段がないため、あらかじめ通知することが困難な場合を含む。）にあつては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付するものとする。

ウ 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者に対して道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができ、県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓閉すべき道路区間を判断する。

また、国は、特に必要があると認めるときは、指定区間外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者に対して道路の啓閉を行うよう指示することができ、道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることになる。

(2) 指定道路区間の周知

道路管理者は、(1)の道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。具体的な周知方法としては、道路情報板や日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供、指定道路区間の起終点への看板の掲出、ホームページ、記者発表等が考えられる。（なお、周知の行き届かなかつた者に対しては、移動命令等の際、当該道路が指定されていることを説明する。）

(3) 車両等の移動

車両等の移動は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法による。原則として、車両等の移動は、道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することもできる。

車両等の移動は、緊急通行車両の通行を確保するため、最低限一車線の通行を確保することとなるが、道路啓閉により確保する幅員及び車線は、被災地の周辺状況等に応じて判断する。

(4) 占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、指定区間内にある車両等の占有者（運転者）等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。車両等の移動命令は、書面の提示又は口頭で行う。（様式例3）

具体的な命令の内容としては、車両等の道路の左側や歩道への移動、車間を詰めること、空いたスペースへの車両等の移動、沿道の空地や駐車場への移動、車両等から落下した積載物の車両等への再積載等である。

道路啓閉作業の支障となる車両の占有者（運転者）等には、災害対策基本法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとするが、車両等の移動先は、道路外や道路の左端が想定されるが、現場の状況に応じて適宜判断する。数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に

修 正 前

修 正 後

聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等工夫する。

(5) 道路管理者自らによる移動

ア 道路管理者は、以下の場合には、道路管理者自ら車両等の移動の措置をとることができる。

(ア) 車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

例えば、運転者等は、車両等又はその近傍にあり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合など

(イ) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

例えば、運転者等が何らかの事情により、車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合など

(ウ) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない又は事故等により運転ができない等のため道路管理者による移動がやむを得ない場合

例えば、車両等が連担し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合など

イ 道路管理者は、道路管理者自らが車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の揭示等、所定の手続を行った上で車両等の移動を行うものとする。(様式例4)

なお、道路管理者である本市職員が車両等の移動を行う場合には、災害対策基本法に基づく権限の行使であるため、実施にあたっては身分証明書を携行するものとする。また、本市から委託を受けた民間事業者が実施する場合にも、同様に身分証明書を携行させるものとする。(様式例5)

ウ 道路管理者は、車両等を移動させるため、やむを得ない限度において、当該車両等を破損することができるが、これらの措置の実施にあたっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮することとする。

エ 道路管理者が自ら車両等を移動する場合には、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。(様式例6)

その際、移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障に及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。

オ 道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行う。(様式例6)

なお、移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報をできるだけ速やかに提供するものとする。

修正前

修正後

(6) 土地の一時使用

道路管理者は、車両等の移動場所を確保するため、やむを得ない必要があるときは、必要な限度で他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

道路管理者は、他人の土地を一時使用等しようとするときは、当該一時使用に伴う損失や影響が最小限となるよう使用する土地を選択し、その使用期間についてもできるだけ短期間とするようにする。

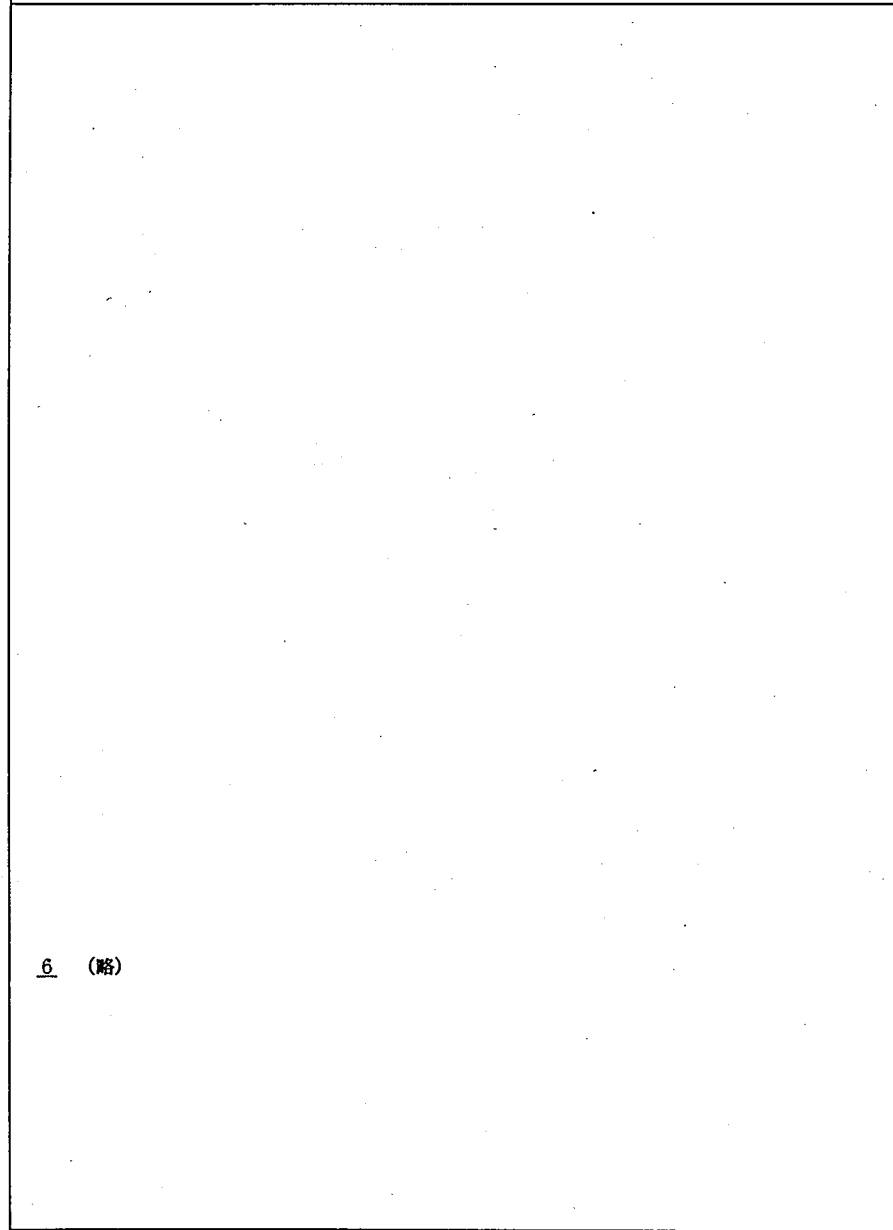
このとき、土地所有者及び使用者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には、使用理由を掲示することとする。(様式例7)

また、土地の一時使用等によりその財産の侵害となる場合には、損失補償を行うために可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録し、事後に混乱のないようにする。(様式例8)

(7) 損失補償

車両の移動等や土地の一時使用などにより生じた特定の私人が経済上の損失に対し、これを正当に補償しようとするものである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等実際に生じた損失の修理に要する費用である。

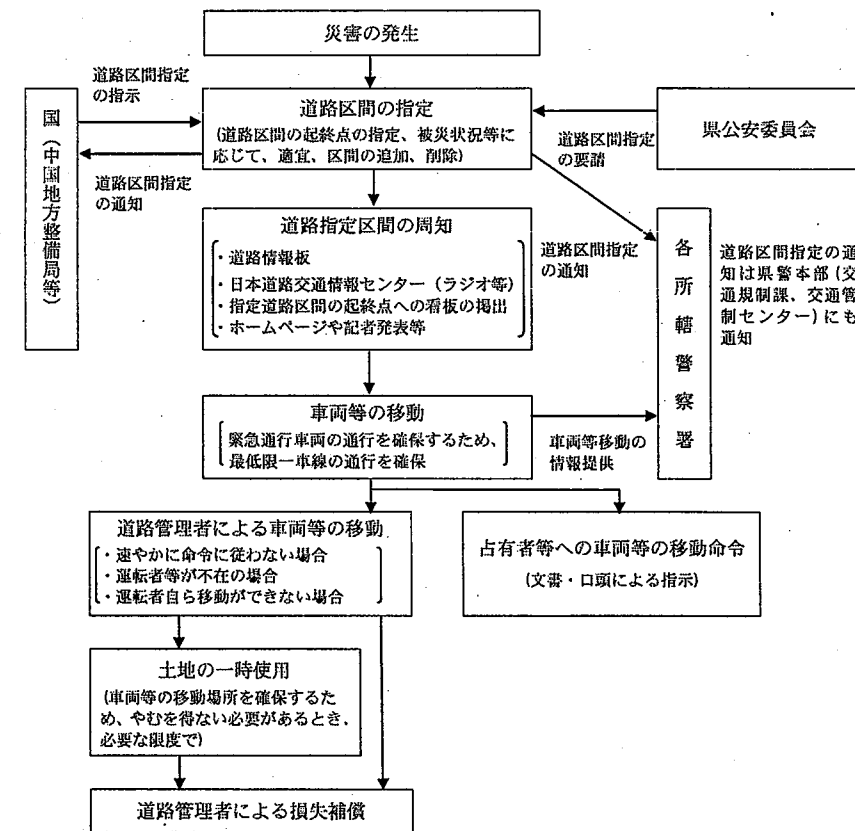
修正前



6 (略)

修正後

災害対策基本法に基づく車両等の移動のフロー



7 (略)

様式例1 法第76条の6第1項に基づく道路区間指定・区域指定

平成〇年〇月〇日

広島市長 〇〇 〇〇
(〇〇局〇〇課)

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく道路区間の（指定・廃止）につ
いて

〇〇災害のため、緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条
の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区間を（指定・廃止）します。
(指定の場合：当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等
の移動を行います。)

(各区間指定の場合)

路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	広島市〇区〇〇町 〇〇地先から	広島市〇区〇〇町 〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
県道〇〇線	広島市〇区〇〇町 〇〇地先から	広島市〇区〇〇町 〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

(区域としての指定の場合)

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	県道〇〇号から〇〇方面に向けての区間	〇〇〇〇	新規
県道〇〇線		〇〇〇〇	新規
市道〇〇号線		〇〇〇〇	新規
市道〇〇号線		〇〇〇〇	新規

担当：広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

様式例2 都道府県公安委員会等への通知書

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

〇〇公安委員会 様

広島市長 〇〇 〇〇
(〇〇局〇〇課)

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく道路区間（指定・廃止）について

〇〇災害のため、緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6
第1項の規定に基づき、下記のとおり区間を（指定・廃止）するので、災害対策基本法施行令第
33条の3の規定に基づき通知します。

記

- 指定区間
国道〇号 広島市〇区〇〇町〇〇地先～広島市〇区〇〇町〇〇地先
- 指定理由
緊急通行車両の通行確保のため
- 指定日時
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

担当：広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

注 県警本部交通規制課及び交通管制センターへ電話連絡及び通知書の写し（公印がなく
ても可）送付（FAX）し、通知書（本書）は後日、県警本部交通規制課へ送付する。
また、各所轄警察署へも電話連絡及び通知書の写し送付（FAX）する。

・交通規制課企画2係 TEL 082(228)0110(内線 5173) FAX 082(228)9018
・交通管制センター TEL 082(228)8060 FAX 082(228)1335

様式例 3-1 車両等を移動する際の占有者等への通知

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
当方より移動を行いますので、車両から離れて下さい。

広島市長 〇〇 〇〇
(〇〇局〇〇課)

問い合わせ先
広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

様式例 3-2 車両等を移動する際の占有者等への通知

平成〇年〇月〇日

運転者各位

広島市長 〇〇 〇〇
(〇〇局〇〇課)

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく移動命令について

この道路は、〇〇災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

については、緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

担当 広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

様式例 4 車両等を移動した際の車両等への掲示

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時 〇月〇日 〇〇時
移動先 〇〇〇〇
移動車両 (車名)、(ナンバー)

問い合わせ先
広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

様式例 5 民間事業者等に交付する身分証明書

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)
住 所：〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
発行日 〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長 〇〇 〇〇 印

様式例6 車両等を移動した際の記録

車両移動記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所(〇〇)に移動(使用重機:除雪ドーザ)
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者(〇〇建設)

状況写真	
移 動 前	
移 動 後	

記入者	〇〇局〇〇課 〇〇 〇〇
-----	--------------

注 車両の移動等により、事情を知らない車両の所有者が警察に対して、盗難・器物損壊等の被害申告を行うおそれがあるため、車両等の移動の後、速やかに管轄警察署へ連絡し、車両移動記録票を送付(FAX等)する。

様式例7 土地の一時使用の際の掲示物

〇〇災害に伴う土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

- 1 利用開始時 〇月〇日 〇〇時
- 2 利用目的 放置車両の保管

問い合わせ先
広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

様式例8 土地を一時使用した際の記録

土地の一時使用記録票			
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先		
使用開始日時	〇月〇日〇時		
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き		
土地所有者（権利者）	調査中		
現在の用途	〇〇跡地		
作業実施者	〇〇建設		
状況写真			
使 用 前			
使 用 後			
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">記入者</td> <td style="padding: 2px;">〇〇局〇〇課 〇〇 〇〇</td> </tr> </table>		記入者	〇〇局〇〇課 〇〇 〇〇
記入者	〇〇局〇〇課 〇〇 〇〇		

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策編 第17節 輸送対策	頁 208
第6 緊急輸送道路の確保 1・2 (略)	
3 (略)	

修正後
修正理由 ○ 災害対策基本法の一部改正(平成26年11月21日公布)により、道路管理者自ら放置車両等の措置が位置付けられたことに伴い、迅速に緊急車両の通行ルートを確認するための、道路管理者による放置車両対策強化に係る措置を規定する。
第6 緊急輸送道路の確保 1・2 (略)
3 道路啓開のための車両等の移動 《道路交通局道路管理課・道路課》 <u>道路管理者は、地震のため道路における車両の通行が停止するなどにより、当該車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを、当該車両の占有者等に命ずる。</u>
(1) 道路区間の指定 <u>ア 道路管理者は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行う。</u> <u>イ 道路管理者が、道路区間の指定するときは、あらかじめ、県公安委員会(当該地域を管轄する警察署、県警本部交通規制課)に当該道路区間及び指定の理由を通知しなければならない。</u> <u>なお、通知は書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合には口頭で行うこととしても差し支えないが、口頭で通知を行ったときは、速やかに書面を送付するものとする。</u> <u>ウ 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者に対して道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。また、国は、特に必要があると認めるときは、指定区間外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者に対して道路の啓開を行うよう指示することができる。</u>
(2) 指定道路区間の周知 <u>道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、道路情報板や日本道路交通情報センター等を利用し、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。(なお、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等の際、当該道路が指定されていることを説明する。)</u>
(3) 車両等の移動 <u>道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として、車両等の移動は、道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することもできる。</u> <u>車両等の移動は、緊急通行車両の通行を確保するため、最低限一車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の周辺状況等に応じて判断する。</u> ※ なお、詳細については、「基本・風水害対策編 第17節 第16 道路啓開のための車両等の移動」を参照のこと。
4 (略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第18節 警備対策	頁 210
<p>第2 交通規制・交通確保対策</p> <p>1 陸上交通《県公安委員会、道路交通局道路課》</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 路上の障害物除去等</p> <p>ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限</p> <hr/> <p style="text-align: right;">あらかじめ当該道路管理者に通知すると</p> <p>ともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	

修 正 後
<p>修正理由</p> <p>○ 災害対策基本法の一部改正により新たに規定された「公安委員会から道路管理者に対する要請」について、基本的な考え方を関係者が広く共有し、一体となって災害対策に取り組むために修正する。</p>
<p>第2 交通規制・交通確保対策</p> <p>1 陸上交通《県公安委員会、道路交通局道路課》</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 路上の障害物除去等</p> <p>ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行うため必要があると認めるときは、<u>道路管理者に対し、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等を移動することその他必要な措置をとるべきことを道路管理者に要請することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">なお、当該通行禁止区域等の指定に当たっては、あらかじめ当該道路管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

